

釧路市阿寒町地域おこし協力隊 募集要領

釧路市阿寒町は、牧草地が広がる酪農地帯の中に国の特別天然記念物「タンチョウ」が舞い降りる自然豊かな地域です。（釧路市は平成17年10月に旧釧路市・旧阿寒町・旧音別町の1市2町が合併しました。）

中でも本町地区は、首都圏と空路でつながる「たんちょう釧路空港」まで車で約15分、札幌市等の道央圏とつながる「道東自動車道－阿寒IC」まで約5分と非常にアクセスの良い地域でもあります。

現在、人口減少による、地域の担い手不足が大きな課題となっています。

その一方で、阿寒町商工会青年部をはじめとする30～40代が中心となった地域活性化の取り組みのほか、令和3年度以降、地域おこし協力隊の活動により、地域の魅力発掘、情報発信、空き家等の利活用、交流拠点の整備等の取り組みが、交流人口や関係人口の創出さらには、移住に繋がる等、地域まちづくりの気運が醸成されつつあります。

こうした地域の動きをさらに後押しする、移住・定住を見据えた阿寒町地域おこし協力隊を募集します。

隊員には、1年間の中で複数の事業者と連携し、「複業によるマルチワーク」のモデルケースを構築していただき、最大3年間の任期終了後の地域定着を目指していただきます。

本事業の取り組みが、さらなる移住者の増加に繋がるよう、ともに取り組んでいきましょう。

【募集概要】

募 集 人 数	1名
活 動 内 容	(1) 隊員本人が阿寒地区の定住につながるための活動 ○地域企業と連携した、将来的な就職や起業を見据えた活動 <u>活動例</u> 【夏期】阿寒産いちごの生産・収穫作業、加工品の企画・開発、PR活動 【冬期】エゾシカ等を対象としたハンター活動への従事および技術習得 (2) 地域まちづくりに関する活動 ①阿寒町商工会青年部等の地域団体への加入・まちづくり活動 ②地域づくり推進に資するために必要と認める活動 ③自らのスキルアップのための各種研修会等への参加 ④その他、市長が必要と認める活動 ※詳細は別紙をご覧ください
応 募 資 格	(1) 3大都市圏をはじめとする都市地域等※（過疎地域を除く）に生活の拠点を置く者で、阿寒町内に住民票を異動し、任期終了後も定住の意思がある方 ※現住所が該当するか等、地域要件の詳細はお問い合わせください。 (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない方 (3) 普通自動車運転免許証を所持する方（採用の日までに取得見込を含む） (4) 阿寒町商工会青年部賛助会員として活動することが可能な方

求める人物像	<p>(1) 農業や狩猟等の一次産業に関心を持ち、阿寒地域で生業を築く意欲のある方</p> <p>(2) 地域資源を活用した商品開発、ブランド化、販路開拓、PR等に関心または実務経験を有し、主体的に取り組める方</p> <p>(3) 行政や市内事業者、地域住民と積極的にコミュニケーションを図り、信頼関係を築きながら活動するための折衝力や調整力をお持ちの方</p> <p>(4) 向上心を持って課題解決に向けて取り組むことができる意識をお持ちの方</p> <p>(5) 社会的使命感や倫理観、責任感を持ち、コンプライアンスを遵守して適切に取り組むことができる方</p>
委 嘱 形 態	<p>(1) 釧路市と業務委託契約を締結し、この契約に基づいて業務を実施していただきます。よって雇用関係にないため、健康保険及び年金等は自身で加入・負担いただくこととなります。(委託料による支援あり)</p> <p>(2) 活動時間は、原則月間120時間以上を想定し、内定後に協議の上決定します。</p> <p>(3) 活動場所は、北海道釧路市阿寒町全域</p> <p>(4) 月に1度、活動した内容・時間・要した経費等について書面等により報告していただきます。</p> <p>(5) 地域おこし協力隊の活動に差し支えない範囲で兼業することが可能です。</p>
委 嘱 期 間	<p>令和8年5月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>※活動実績等を勘案し、最大3年間まで委嘱期間を延長することが可能。</p>
報 酬	<p>月額300,000円</p> <p>※上記の他、予算の範囲内において活動に要した経費(社会保険料、交通費、旅費、消耗品費等、あらかじめ委託契約書で定められたもの)を支給します。</p>
申込受付期間	<p>令和8年3月5日(木)～令和8年3月18日(水)午後5時00分</p> <p>※受付状況により、期間終了前に募集を締め切ることがあります。</p>
申 込 方 法	<p>釧路市ホームページに掲載している応募フォームよりお申し込みください。</p> <p>URL : https://www.city.kushiro.lg.jp/machi/ijyuu/1012744/1013821.html</p> <p><二次元バーコードはこちら></p> 

選考方法	<p>(1) 1次選考 応募フォームに入力いただいた内容をもって1次選考を行います。 ※選考結果は文書にて通知します。 ※合格者には、2次選考の日程等を通知します。</p> <p>(2) 2次選考 1次選考合格者を対象に、釧路市阿寒町行政センターまたはオンラインにて面接を行います。 ※受験にかかる交通費等については受験者負担となります。 ※選考の経過及び結果に関するお問い合わせには一切応じられませんのでご了承ください。</p>
留意事項	<p>(1) 本募集は、令和8年度予算の成立を前提とすることから、今後内容に変更が生じる場合があります。</p> <p>(2) 募集に関するご質問については、Eメールでのみ受付します。 ※電話による質問はお受けしませんのでご注意ください。</p> <p>(3) 内定後、募集対象要件を満たしているか確認するため、「住民票の写し」及び「運転免許証の写し」の提出を求めます。 ※募集対象要件を満たさない場合、内定の取消を行う可能性があります。</p> <p>(4) 阿寒町への転入手続きは必ず「内定後」かつ「住民票の写し」提出後に行ってください。 ※それ以前に住所を異動された場合、内定の取消を行う可能性があります。</p> <p>(5) 提出された個人情報は、本応募・選考に関する業務のみに使用し、その他の目的では使用いたしません。</p> <p>(6) 内定後の引っ越し費用等は個人負担となります。</p>
問い合わせ先	〒085-0292 北海道釧路市阿寒町中央1丁目4番1号 釧路市阿寒町行政センター地域振興課 担当：大沼・狩野 TEL：0154-66-2122 FAX：0154-66-3959 E-mail：agchi-chiiki@city.kushiro.lg.jp